

生態系保全等に係る化学物質審査規制検討会の報告書骨子（案）

平成 14 年 3 月 7 日

はじめに

- ・ 今回の検討の背景

1. 化学物質の審査・規制への生態系保全の観点の追加の必要性

(1) 化学物質の生態系への影響

- ・ 国内での影響発現事例として、T B T 化合物の貝類への影響、除草剤や殺虫剤の水生物への影響、化学物質による漁業被害の状況等
- ・ 生態影響をもたらすおそれがある化学物質の国内調査事例として、環境省における化学物質環境リスク初期評価等の結果、その他環境濃度が無影響濃度を上回っている物質、新規化学物質審査における「フォロー物質」等
- ・ 生態影響により国際的に規制対象とされる事例として、T B T 化合物、E U の短鎖塩素化パラフィン等

(2) 諸外国における生態系の保全の観点からの審査・規制の実施状況

- ・ O E C D の上市前最少データセット(MPD)に関する理事会決定(1982)等により、人の健康保護だけでなく環境(生態系)保全のための審査・規制の実施要請
- ・ O E C D 諸国の化学物質審査・規制制度では、その目的に人の健康保護と並んで環境(生態系)保全が明記され、生態影響試験を要求

(3) 我が国における生態系保全のための法的措置

- ・ 環境基本法の理念、環境基本計画における位置づけ(自然との共生、生態系に対する影響の適切な評価と管理の推進等)
- ・ 環境アセスメント、自然環境保全、海洋汚染防止等、環境法制の中で各種の生態系保全施策が実施

(4) まとめ

- ・ 化学物質審査規制法の制定趣旨(製品 = 「表口」から出る物質の事前審査と問題発生未然防止)を踏まえると、化学物質の事前審査や製造等の入口規制が重要。
- ・ 以上の点及びO E C D 環境政策レビューの指摘等を踏まえ、我が国でも、化学物質の審査・規制に生態系保全の観点を追加することが必要。

2．化学物質の生態系への影響の試験・評価方法

(1) 生態影響試験法の国際的な整備状況

- ・生態影響試験の意味、OECDの生態影響テストガイドライン及びGLPの整備状況、国際的なデータの整備状況等

(2) 諸外国における生態影響評価及びその結果に基づいた措置

- ・生態影響評価の視点、米、EU、OECD、GESAMPにおける生態影響評価の実施状況、その結果を踏まえた法的措置の実施状況

(3) 我が国における生態影響試験及び評価の実施状況

- ・国内での生態影響試験及び評価の実施状況（環境省GLPに対応可能な実験施設の整備状況を含む）

(4) まとめ

- ・以上を踏まえると、化学物質の生態影響に関する試験及び評価は実施が可能。

3．生態系保全に係る化学物質の審査・規制のあり方

(1) 諸外国における化学物質の審査・規制方法

- ・米、EU、豪、カナダにおける審査・規制制度の概要及び特徴

(2) 生態系保全に係る審査・規制のあり方

- ・生態系保全のため、導入を検討すべき規制スキーム、試験・審査方法の考え方等
<資料2による討議を踏まえ、記述>

(3) その他の留意事項

- ・(2)に関連して化学物質の審査・規制体系の見直し検討が必要な事項、留意点等
<資料3による討議を踏まえ、記述>

おわりに

- ・本報告書を受けた環境省の対応への要望等